

厚生年金基金と国の記録突合せ ～課題に対する対応方針と今後の進め方（案）～

平成 23 年 11 月 8 日

1. 種別相違事案（代行部分の二重給付、不支給）への対応

- 種別相違事案の給付に関する基本的な方針については、10 月 4 日の年金記録回復委員会です承済み。
- 11 月から 12 月を目途に日本年金機構における事務処理要領を改正する予定。
- また、不一致事例に関する調査（現在実施中）結果及びこれを踏まえた再発防止策について、今後、回復委員会に報告予定。

2. 基金側における突き合わせ作業の促進について

- 11 月中に大臣指示書を踏まえた作業スケジュールについて再周知を図るとともに、全基金を対象に突き合わせ作業の進捗状況調査を行い、進捗の遅れている基金を中心に、年内にヒアリング等を開始し、作業の促進を図る。

3. 国と基金のいずれかに突き合わせる記録がない事案への対応

- 記録を探す作業を効率的に行うため、当該事案の主な原因を分析するためのサンプル調査を実施する（年内目途）。
- 上記の調査と併行して、年金局と日本年金機構との間で、基金（連合会）と日本年金機構のそれぞれにおける作業分担について整理を行う（年内目途）。

4. 代行返上に係る記録の再整理について

- 別添「代行返上に係る記録の再整理について（案）」のとおり

※ 死亡者の記録の取扱いについては、死亡者の記録突合せ事業の中で別途検討

平成23年11月8日

代行返上に係る記録の再整理について（案）

1. 現行制度のしくみ

（1）代行返上を行う際の記録の整理

- 厚生年金基金の代行返上は平成15年度から開始され平成22年度末現在で828基金（過去返上）が代行返上を行っている（最低責任準備金納付額：約1.4兆2千億円）。
- 代行返上の際には、各基金において国から提供された被保険者記録と基金の加入員記録の突合を行い、不一致記録があった場合には、①基金記録が誤りであることが明らかな場合は基金記録を訂正、②基金記録と国記録のいずれが正しいか不明の場合は基金から社会保険事務局（日本年金機構）に調査依頼し、その結果をもとに国記録又は基金記録を訂正することとなっている。

（2）代行返上を行った後の記録整理の再実施

- 代行返上を行った後に記録誤りがあったことが判明した場合には、代行返上した基金の権利義務を承継した企業年金基金又は基金清算人（以下「承継基金等」という。）からの申し出により、記録整理の再実施及びこれに基づく最低責任準備金の精算（国への納付又は承継基金への還付）を行うことができることとなっている。
- 上記の記録整理の再実施の実績は、平成23年8月1日現在で3050件、基金数では211基金となっている。また、記録の再整理に基づく承継基金等から国への最低責任準備金の納付は総額で約1.2億円、承継基金等への還付は総額で約8千万円となっている。

○ このような記録整理の再実施が生じる背景としては、上記1（1）の代行返上時の記録突合において、基金が調査依頼をする際に判断資料として添付できるものの範囲が、平成22年から実施している現行の国記録と基金記録の突合作業（以下「国・基金記録突合事業」という）で認められている判断資料の範囲よりも狭かったことが一因となっていると考えられる。

なお、一部の代行返上基金に確認したところ、記録突合の処理結果については、国の記録を修正しているケースもあるが、全体的には、基金の記録を修正しているケースが約9割以上であった。

【代行返上時の判断資料(平成15年6月19日社会保険庁事務連絡)】

厚年法第29条第1項に基づく通知の写し（社会保険事務所長の決定通知書の写し）

【国・基金記録突合事業の判断資料(平成22年10月20日年金局事業企画課長・事業管理課長通知)】

- ・ 特定証拠書類：厚年法第29条第1項に基づく通知の写し、事業所の基金編入・脱退時規約認可書の写しなど
- ・ 参考資料：人事記録、給与記録、健保組合・雇用保険の被保険者記録、事業所作成の厚年被保険者台帳

2. 今後の対応方針（案）

（1）代行返上時の判断資料の範囲の明確化

代行返上時の判断資料については、国・基金記録突合事業の範囲とすることを明確化する。

（2）代行返上後の記録再整理

代行返上時に不利益な記録訂正が行われた者の記録回復を図る観点から、現行の記録再整理のスキームを活用しつつ、以下のような取組みを行う。

- ①これまで代行返上を行った基金に対して、国・基金記録突合事業で認められている範囲の判断資料があり、かつ、当該資料により国記録が高くなるケースについて、承継基金等からの申し出により記録再整理を行うことを周知する（国記録の提供依頼があった場合は、直近の国記録を提供する）。
- ②上記の記録再整理及び再整理に伴う最低責任準備金の国への納付事務等は、現行の記録再整理のスキームに沿って行うこととする。

- ③周知の方法としては、承継基金等への通達の発出のほか、厚生労働省・日本年金機構のホームページにおいても行う。
- ④第三者委員会を通じて個人からの申立てのあっせんがあった場合には、対象となる承継基金等に連絡の上、上記の手続きが行われるようにする。

(3) 実施時期

- ・(1) については、平成23年中に改正通知を発出し、現在、手続き中の代行返上基金から適用する。
- ・(2) については、現在行われている国・基金記録突合作業等の進捗状況を見極めつつ、
 - ①承継基金等への周知は平成23年度中を目途に実施
 - ②承継基金等から依頼があった案件の突合作業については、平成24年度上半期を目途に開始することとする。